

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 7 月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800021 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1800057 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 地区労務管理事務所及び在日米国軍基地キャンプ B C クラブにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 27 年 9 月 7 日から昭和 29 年 4 月 19 日まで

私は、請求期間について A 地区労務管理事務所が管轄する在日米国軍基地キャンプ B の C クラブでキャッシャーとして勤務していたが、私が米国軍基地で勤めた期間のうち、当該期間だけ厚生年金保険に加入していなかったのは非常に不自然だと思うので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が記憶している同僚及び A 地区労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から確認できる同僚 27 名に照会したところ、15 名から回答があり、うち 1 名は請求者が C クラブでキャッシャーとして勤務していたと回答しているほか、別の 1 名は請求者が昭和 27 年から昭和 30 年頃まで C クラブで勤務していたことは明確に記憶していると回答していることから、請求者は期間の特定はできないものの A 地区労務管理事務所が管轄する在日米国軍基地キャンプ B の C クラブに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 地区労務管理事務所に係る被保険者名簿からは請求期間における請求者の厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない上、A 地区労務管理事務所の資料を管理する D 防衛局 E 防衛事務所は、請求者に係る資料がない旨陳述していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、日本年金機構によると、請求期間において C クラブは厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないとしている上、事業所名簿からも C クラブが厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、厚生省（当時）保険局長から各都道府県知事宛通知された「連合国軍要員のうち非

軍事的業務に使用されるに至つた者の被保険者資格について」(昭和 26 年 7 月 3 日保発第 51 号)により、昭和 26 年 7 月 1 日から、連合国軍要員は雇用関係の切替えによって政府の直備使用人としての身分を喪失し、クラブ、宿舎施設、食堂等に使用される者は厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされたことから、請求期間当時 C クラブのキャッシャーを担当していた請求者は、厚生年金保険の強制被保険者ではなかったものと考えられる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求期間について、請求者の A 地区労務管理事務所及び C クラブにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800022 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (脱) 第 1800002 号

第 1 結論

昭和 26 年 11 月 1 日から昭和 31 年 12 月 18 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 26 年 11 月 1 日から昭和 31 年 12 月 18 日まで

私は、昭和 31 年 12 月に在日米国軍基地キャンプ A を退職後、一度も当該職場に行っていない。したがって、昭和 32 年 2 月 20 日に脱退手当金を受け取ることは不可能である。調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者期間として記録の訂正をしてほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、「給付種類 脱手」、「資格期間 42」、「平均標準報酬月額 9190」、「支給金額 8271」、「支給 (開始) 年月日 32. 2. 20」、「備考 69 条」等の請求期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されており、資格期間、支給金額及び支給年月日はいずれもオンライン記録と一致している上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいわねない。

また、請求期間に係る脱退手当金の支給年月日当時は、通算年金制度創設 (昭和 36 年 11 月通算年金通則法の公布) 前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給することができなかつたところ、B 市から提出された請求者に係る除籍の謄本によると、請求者は昭和 31 年 12 月 * 日に婚姻していることが確認できるほか、オンライン記録により、請求者は、同年 12 月 18 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、その後の期間に厚生年金保険の加入期間が確認できないことから、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはいわねない。

さらに、請求者の主張及び回答からも、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、請求者は、昭和 31 年 12 月に在日米国軍基地キャンプ A を退職後、一度も当該職場に行っていないため、脱退手当金を受け取ることは不可能である旨主張しているが、当時の脱退

手当金の受領方法は、社会保険出張所（当時）で受領する「当地払」のほか、本人の住所地近隣の銀行又は郵便局で受領する「隔地払」の方法があったことを踏まえると、請求者が退職後に当該職場に行っていないことをもって、脱退手当金が支給されていないとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。